

令和 5 年 第 12 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 5 年 12 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

# 令和5年第12回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年12月20日(水) 午前14時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

## 3 出席した委員

### 農業委員

1 番 岡森 喜与一  
2 番 山本 長栄  
3 番 松ノ木 睦男  
4 番 新田 善男  
5 番 舛澤 誠一  
6 番 細川 仁  
7 番 堂屋 剛  
9 番 山崎 忍  
8 番 木村 正美  
10 番 八丁野 よし子  
11 番 坂下 千枝子

### 農地利用最適化推進委員

雫 石 藤村 博志  
雫 石 徳田 雅博  
御 所 吉田 光彦  
御 所 米澤 晃  
御 所 川口 英敏  
御 所 細川 健一  
西 山 高橋 浩之  
西 山 柿木 一明  
西 山 山田 裕明  
西 山 松本 光正  
御明神 伊藤 庄一  
御明神 南野 久晃  
御明神 木村 久雄  
御明神 夷森 和人

## 4 欠席した委員

### 農業委員

推進委員 雫 石 福崎 公博 御明神 砂壁 純也

## 5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 適用外証明願に対する可否決定について

議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に  
対する可否決定について

## 6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 高橋 恵 主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後 14 時 00 分

議 長 ただいまから、令和 5 年第 12 回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は農業委員 11 名、推進委員 14 名、計 25 名です。  
雫石町農業委員会規則第 11 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第 13 条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には 6 番、細川 仁委員 8 番、木村 正美委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。  
次に報告第 1 号～第 2 号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第 1 号～2 号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」表のとおり 14 件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」表のとおり 2 件提出がありました。

番号 1、解約の理由ですが、解約し本人へ返還するためです。

番号 2、解約の理由として、貸貸人との貸貸料見直しのためです。

関連する案件をこのあと議案第 3 号で、ご審議いただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委 員 (なし)

議 長

なければ報告第1号～第2号を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋係長

議案第1号について説明いたします。

番号1 ○○ 田1筆、面積6,382㎡、3条使用貸借、  
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから、家族と使用貸借するものです。

場所は、参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○公民館から○○へ約○○m向かった場所になります。

番号2 ○○ 畑1筆、面積33,305㎡、3条使用貸借、  
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから、家族と使用貸借するものです。

場所は、参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○公民館から○○へ約○○m向かった場所になります。

いずれの案件も総会資料に添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を8番木村委員に願います。

8番 木村委員

8番、木村です。12月14日に私、松ノ木委員、細川推進委員、山田推進委員、南野推進委員1班5名と事務局で現地を確認して参りました。

番号1～2について報告いたします。

こちらの場所は、先ほど事務局は、○○公民館から位置を説明しましたが、○○の、○○から○○のほうに向かって行くと、およそ○○mの場所になります。

現地を確認したところ参考資料のとおり、リンドウと水稻が作付けされていた状況であり、問題ないと思われます。

次に番号2について報告いたします。

参考資料の写真のとおり牧草が植えられており、大きい面積の中にビニールハウス等がある状況で、実際に今も使われている状況でした。

○○さんというかたは、○○さんの娘で、○○さんというかたが、おばあさんという環境の中、家族ぐるみで今までも農業をやっている関係なのですが、今までも実際にやってきている部分ですし、一人だけの作業のような状況には見えませんが、家族、旦那も農業に携わっているということから問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可  
とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決  
定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第2号について説明いたします。

番号1 ○○ 畑2筆、面積計7,912㎡、所有権移転、譲渡人 ○○外1名、  
譲受人 ○○、転用目的 その他施設用地。

転用理由は、太陽光発電設備の整備のため売買しようとするものです。売買総  
額は23,900,000円、工期は令和6年2月から令和6年11月まで、工費総額は  
66,800,000円。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっているところで、場所は  
○○より○○へ約○○m向かった場所になります。

本案は、先月の総会で売電先との正式な契約に至らず、一度取下げをしたもの  
です。岩手県の許可申請においては売電先の名前がわかる契約書類は必須とのこ  
とであり、こちらの会社は岩手県のみならず全国的に太陽光発電装置設置の実績  
がある会社でございますが、他県では協議で済んでいたということであり、前回  
は売電先が記載された契約書を期日までに提出できなかったためでございます。

今回は、書類も提出され、計画面積も妥当であり、申請農地は第2種農地に該当  
されると判断されます。

番号2 ○○ 田2筆、面積計4,496㎡、使用貸借、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、転用理由は、牧草等ロール置場整備のため。工期  
は、令和6年2月から令和6年5月まで、工費総額1,980,000円。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっているところで、○○畜  
舎の○○になります。

本案は、ロール置場を整備する計画ですが、計画面積も妥当で、農振法に規定す  
る農用地区域内の農地ですが、同法の農用地利用計画において農業用施設用地に  
指定されており、例外規定に該当すると判断されます。

以上、2件については、すべて農地転用許可基準を満たしていることから、転用  
は許可相当であると判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告をおこないます。はじめに、番号1を、山田推進委員にお願いします。

山田推進委員 山田です。番号1について報告いたします。  
現地を確認したところ参考資料のとおり、現在は樹園地ではなく雑草や木が生い茂っている状況だったため、転用後に周辺農地に与える影響も少なくないと判断してきましたので、問題ないものと思われれます。  
なお、事前着工はありませんでした。  
以上で報告を終わります。

議 長 次に、番号2を南野推進委員にお願いします。

南野推進委員 南野です。番号2について、報告いたします。  
現地を確認したところ参考資料のとおり、現在は適切に保全管理されており、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきましたので、問題ないものと思われれます。  
なお、事前着工はありませんでした。  
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

7番 堂屋委員 7番堂屋です。番号2についてお伺いしたいのですが、牧草のロール置場ということですが、工費のほうに2,000,000円ほどあげてますが、置場にする際に、碎石かなにか敷くという理解でよろしいでしょうか。

四ツ家主任 はい、砂利を敷きまして転圧をかけるということで、その分の費用で1,980,000円かかるということでございます。

7番 堂屋委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員 『挙手多数』

議 長

挙手多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委 員

『異議なし』

議 長

異議なしと認め、分割して審議いたします。

はじめに、所有権移転 番号1並びに利用権設定 番号1から12、番号14から21及び27、一括方式 番号1について、事務局の説明を求めます。

高橋係長

議案第3号について説明いたします。

はじめに売買による所有権移転について説明いたします。

番号1 ○○ 田12筆、畑1筆、面積計18,706㎡

譲渡人 ○○、譲受人 ○○、総額1,870,600円です。

次に、貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号1 ○○ 田3筆、面積計8,849㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号2 ○○ 田6筆、面積計13,051㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号3 ○○ 田6筆、面積計16,629㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号4 ○○ 田8筆、畑2筆、面積計20,866㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○ 期間10年。

番号5 ○○ 田4筆、面積計13,889㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間5年。

番号6 ○○ 田8筆、面積計17,673㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号7 ○○ 田1筆、面積9,500㎡、新規、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号8 ○○ 田2筆、面積計19,172㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間5年。

番号9 ○○ 田3筆、面積計19,328㎡、新規、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間5年。

番号10 ○○ 田11筆、面積計21,555.19㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号11 ○○ 田3筆、面積計8,474㎡、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号12 ○○ 畑1筆、面積23,100㎡、新規、

貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 14 西根上生堀 畑 1 筆、面積 4,808 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 15 ○○ 田 8 筆、面積計 17,533 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 16 ○○ 田 8 筆、面積計 14,217 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 17 ○○ 田 6 筆、面積計 4,638.09 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 18 ○○ 田 4 筆、面積計 8,374 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 19 ○○ 田 9 筆、面積計 9,620 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 20 ○○ 田 3 筆、面積計 3,827 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 21 ○○ 田 23 筆、面積計 24,833 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 27 ○○ 田 9 筆、面積計 33,153 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

次に、一括方式の内容について説明いたします。

こちらの議案は、農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が、出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括でおこなうものです。

番号 1 ○○ 田 4 筆、畑 3 筆、面積計 31,730 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、賛成のかたは挙手願います。

委 員 『全員挙手』



議長 全員挙手ですので、議案第3号の所有権移転 番号1並びに利用権設定 番号1から12、番号14から21、及び27、一括方式番号1は、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号13を審議いたします。

本案は、徳田推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(徳田推進委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

高橋係長 貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号13 ○○、田14筆、面積計15,846㎡、再設定、  
貸付人 ○○外1名、借受人 ○○、期間5年。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし。)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第3号の番号13は、原案のとおり決定いたしました。

(徳田推進委員 着席)

次に、番号22から25を審議いたします。

本案は、吉田推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(吉田推進委員退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

高橋係長 貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号 22 ○○、田 2 筆、面積計 11,651 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 23 ○○、田 4 筆、面積計 7,901 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○外 1 名 借受人 ○○、期間 10 年。

番号 24 ○○ 田 15 筆、畑 1 筆、面積計 24,013 m<sup>2</sup>、再設定、貸付人 ○○  
借受人 ○○、期間 10 年。

番号 25 ○○ 田 3 筆、面積計 3,716 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間 10 年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号の番号 22～25 は原案のとおり決定いたしました。

次に、番号 26 を審議いたします。

本案は、退席中の吉田推進委員に加え、9 番山崎委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(山崎委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

高橋係長 貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号 26 ○○ 田 17 筆、畑 6 筆、面積計 49,188.47 m<sup>2</sup>、再設定、貸付人 ○○  
借受人 ○○、期間 10 年。本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

- 委員 (なし)
- 議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。
- 委員 『全員挙手』
- 議長 全員挙手ですので、議案第3号の番号26は、原案のとおり決定いたしました。
- (山崎委員、吉田推進委員 着席)
- 次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 四ツ家主任 議案第4号について説明いたします。  
番号1 ○○ 田1筆、面積101㎡、所有者 ○○。  
非農地の事由は、昭和55年頃、前所有者が隣接する宅地に作業小屋を建てる際、農地にまたがって建築し宅地と一体的に利用し、現在に至っております。  
場所は参考資料にあります『適用外：○○』となっているところです。  
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。  
以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を3番松ノ木委員にお願いいたします。
- 3番松ノ木委員 番号1について報告いたします。現地を確認したところ、参考資料のとおり作業小屋として使われ、宅地と一体的になっている状態でした。現在の状況となつてから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されま
- 議長 す。
- 以上で報告を終わります。
- 議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。
- 委員 (なし)
- 議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第5号について説明いたします。

本案は、今年の6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、遊休農地の非農地判断にかかる事前通知書を発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、非農地判断の可否をお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号1	畑1筆	所有者	〇〇
番号2	田2筆	所有者	〇〇
番号3	畑1筆	所有者	〇〇
番号4	田1筆	所有者	〇〇
番号5	田1筆	所有者	〇〇
番号6	畑2筆	所有者	〇〇
番号7	畑1筆	所有者	〇〇
番号8	畑1筆	所有者	〇〇
番号9	田2筆	所有者	〇〇
番号10	田2筆	所有者	〇〇
番号11	畑1筆	所有者	〇〇

以上11件、計15筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり  
の状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ござい  
ませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について原案を可と  
することに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で議事は、すべて終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会  
といたします。大変、お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時45分

以上が令和5年12月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総  
会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 12 月 20 日 開催

議長 会長

---

議事録署名人 6番

---

8番

---